

介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金条例（平成12年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(拠出率)</p> <p>第 2 条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号） 第12条第 1 項第 1 号の条例で定める割合は、<u>1,000分の 1</u>とする。</p>	<p>(拠出率)</p> <p>第 2 条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号） 第12条第 1 項第 1 号の条例で定める割合は、<u>零</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。